

横山重点地区の範囲と景観区分

横山重点地区の範囲は右図の青線で囲んだ範囲です。
横山重点地区は、景観を構成する土地利用による景観区分から、「うるおい住宅地区」、「歴史散歩地区」、「山林河川地区」に区分します。

うるおい住宅地区

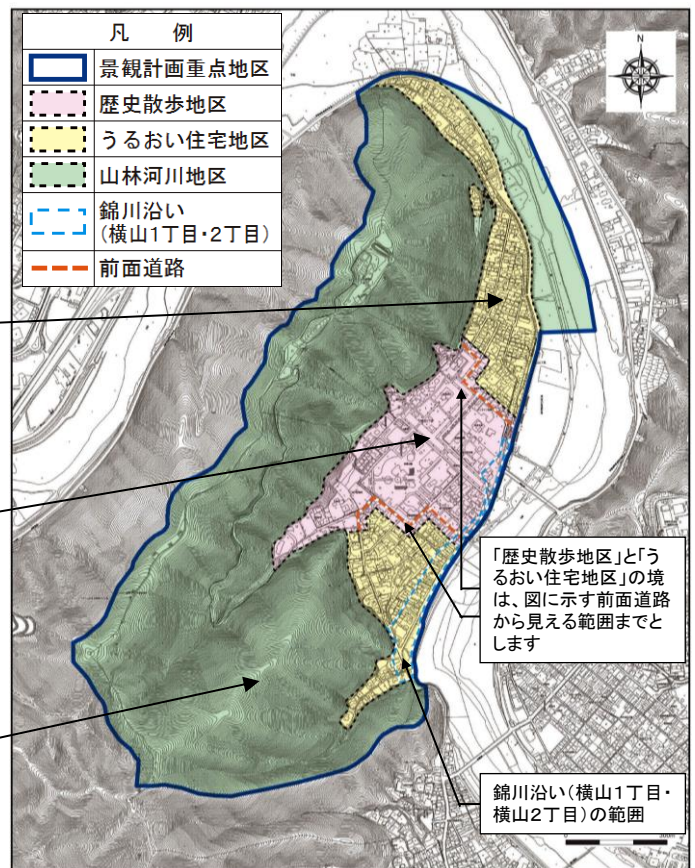
周辺の歴史的景観に配慮した閑静な住宅地の景観づくりをめざします。

歴史散歩地区

錦帯橋から続く多くの歴史的景観資源と観光資源を活かした景観づくりをめざします。

山林河川地区

城山斜面緑地と錦川河川区域の自然景観を保全します。



岩国重点地区の範囲と景観区分

岩国重点地区の対象範囲は、右図の着色した範囲です。
景観及び土地利用特性をふまえ、「山林地区」、「沿道にぎわい地区」、「こまちなみ地区」、「ゆとり住宅地区」に区分します。

山林地区

椎尾神社へ続く緑と岩国山へ続く山並みの自然景観を保全します。

沿道にぎわい地区

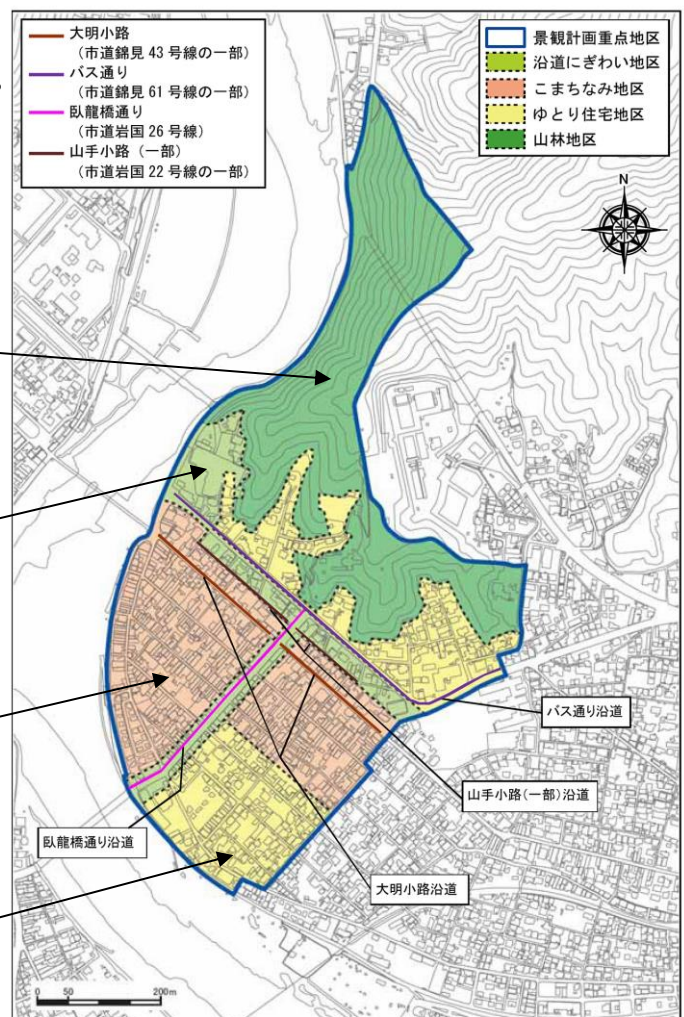
岩国地区へのアクセス道路沿道に、風格と統一感のある景観づくりをめざします。

こまちなみ地区

岩国城下町に由来する商業地の歴史と文化を継承した、風情のある景観づくりをめざします。

ゆとり住宅地区

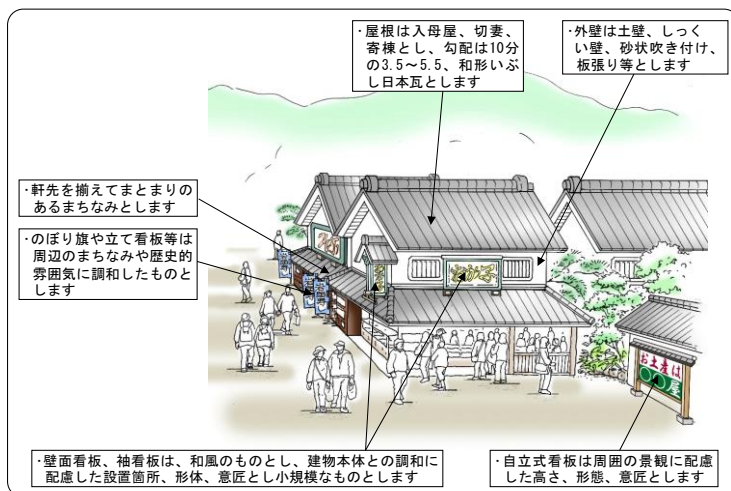
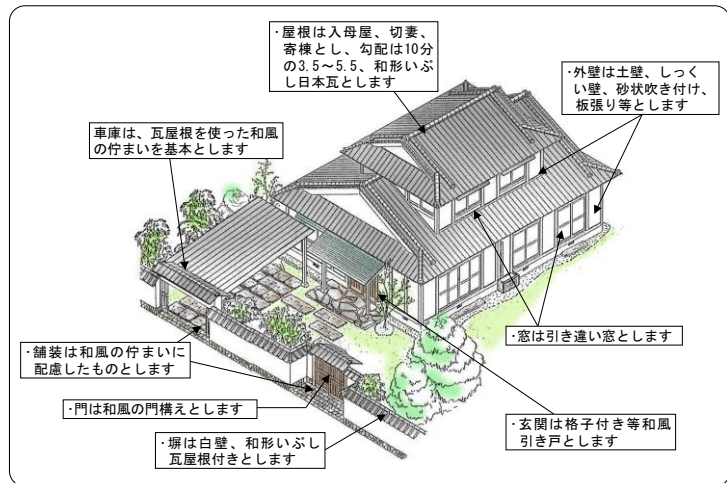
武家屋敷地等に由来するゆとりと風格を感じる低層住宅地の景観づくりをめざします。



横山地区の景観まちづくりの目標

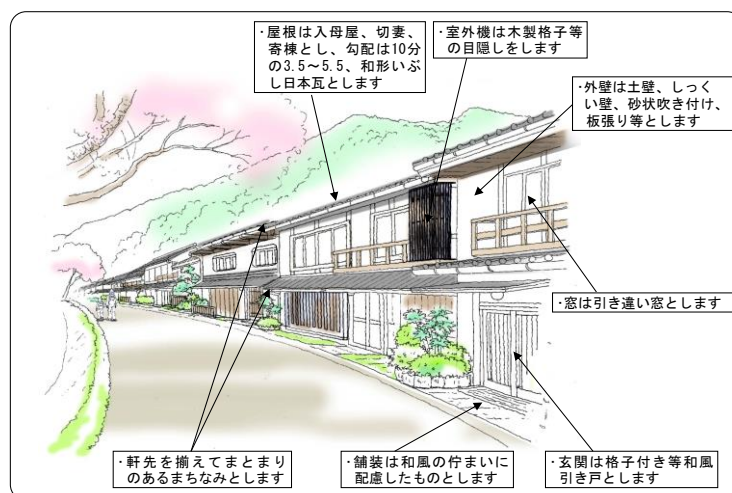
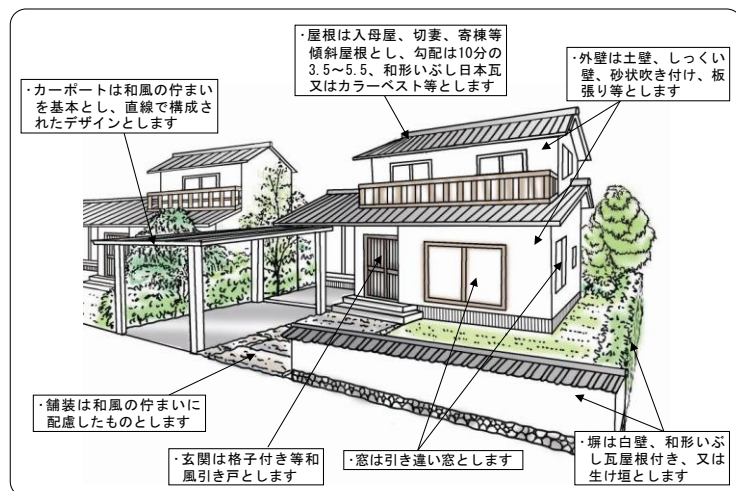
歴史散歩地区

- ・ 錦帯橋から続く錦川土手や吉香公園、香川家長屋門、吉川史料館、紅葉谷公園等、横山重点地区の主要な歴史的景観資源を中心としたまちなみ景観を守り育てます。
- ・ 錦帯橋橋詰周辺は、多くの来訪者が訪れる場としてにぎわいの創出を図るとともに、周囲の歴史的雰囲気配慮した建築物や屋外広告物の誘導等により、歴史的なまちなみ景観の形成を図ります。



うるおい住宅地区

- ・ 建物の高さや形態意匠に配慮し、周辺景観に調和した和風の佇まいによるまちなみ景観の形成を図ります。
- ・ 錦帯橋や対岸から望む錦川沿いに位置する旭町は、かつての川原町として錦川との関わりの中で育まれた生活・生業を伝える景観を有する地区として、文化的景観を継承し、町家の面影を残す家なみが続き、軒先と瓦屋根が揃ったまちなみの景観を守り育てます。



岩国地区の景観まちづくりの目標

沿道にぎわい地区

- ・バス通り南側の沿道では、通りに面して連なる門と塀、和のしつらえを施した店舗や住宅により、風格と統一感のある景観の形成を図ります。
- ・臥龍橋通りの沿道では、まちの防火帯として整備された統一感のある建物の維持を図るとともに、賑わいのある通り景観の形成を図ります。



市道錦見 61 号線（バス通り）



市道岩国 26 号線（臥龍橋通り）

こまちなみ地区

- ・大明小路や裏路地である山手小路（一部）の沿道では、門と塀の連なりとその背後に垣間見える建物の外観が醸し出す武家屋敷地に由来する風格を継承するとともに、大明小路の沿道では、錦帯橋へ続く通りのにぎわいが織りなす文化的景観の継承による魅力ある景観の形成を図ります。
- ・錦見七町や土手町等の通りでは、まちの歴史と文化が織りなす通りの風情を継承し、屋根や軒、壁の連なりと和のしつらえや近代建築等のモダンなしつらえを施した建物の連続性と生業等による人々の営みが醸し出す文化的景観の継承による魅力ある景観の形成を図ります。



市道錦見 43 号線（大明小路）



町家が軒を連ねる道筋（本町通りなど）

ゆとり住宅地区

- ・敷地内にゆったりと和のしつらえの低層住宅が建ち、通りからは塀や生け垣、庭木ごしに家なみが垣間見える低層住宅地の景観形成を図ります。
- ・バス通り北側の沿道では、通りに面して連なる門と塀、ゆったりとした敷地に和のしつらえを施した住宅により、風格と統一感のある景観の形成を図ります。



補助制度について

「城下町に由来するまち」である本地区には、その歴史を今に伝える伝統的な建築様式^{*}を保持しつづけている建物や門・塀等（以下「建物等」という。）が数多く見られます。

それらの建物等は、本地区の歴史と文化を伝え続けてきた重要な資源であり、本地区の景観形成の道しるべとなる重要な要素です。

また、時代の変化に対応しながら、人々の営みとともに生き続けてきた歴史的・文化的なまちの資産でもあります。

これまでの本地区の歴史の中で繰り返されてきたように、現代の暮らしの中でも、快適に使い続けていくことが、魅力ある景観まちづくりにつながることから、修繕や修景を行うことにより、次の世代へ「城下町に由来するまち」の姿を受け継いでいくことをめざします。

※伝統的な建築様式とは、町家や武家屋敷等の歴史に由来を持つ建築様式のこととします。

1 修繕

修繕とは、本地区において昭和 25 年以前に建てられた建物等のうち、伝統的な建築様式を一部でも有しているものにおいて、建物等の全てを滅失させずに外観を整備することとします。なお、伝統的な建築様式の建物等のうち、すでに特徴的な外観を有すると市長が認めたものにおいて、建物等の全てを滅失させずに外観を整備することも含めるものとします。

◆修繕補助対象範囲・修繕補助率・補助限度額について

本来のよさを出せるような修繕行為のうち、外観等の変更にかかる費用の一部について補助金を交付します。

なお、物件ごとに、専門家の意見を聞きながら、所有者の方と個々に相談し進めます。

修繕の対象となる建築物等	補助率	補助限度額
市が指定した建築物等		
【修繕の対象となる建築物等の選定条件】		
① 江戸～昭和初期の町家の形式を有するもの	2/3	6,000,000 円
② 江戸期の武家屋敷の形式を有するもの		
③ その他近代の洋風建築、和風建築の形式を有するもの		

2 修景

修景とは、修繕補助以外で建物等を、目標とする景観形成の方向に相応しい風合いに近づけるよう、外観を整備することとします。

◆修景補助対象範囲について

- 屋根は、全面で、屋根葺き仕上げ材（瓦等）及びその施工費を対象とします。
- 外壁は、前面道路から見える面とし、下地を除く外壁仕上げ材及びその施工費を対象とします。
- 開口部は、前面道路から見える面とし、材料費材及びその施工費を対象とします。
- 囲障は、前面道路に面する部分の総延長で、土工を除く材料費及びその施工費を対象とします。
- 看板等は、前面道路に面して設置されるもので、材料費及びその施工費を対象とします。
- 室外機・設備機器等の囲障は、前面道路から見えるもので、材料費及びその施工費を対象とします。
- 舗装・擁壁等は、前面道路に面する部分の総延長で、土工を除く材料費及びその施工費を対象とします。
- 仮設費は、修景工事に係る範囲とし、直接仮設費を対象とします。
- 設計費は、事前協議を経たうえで、景観形成に寄与する建物の建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）とし、標準的な仕様による修景工事に要する費用に建築設計料率を乗じて得た額を限度とします。

◆修景補助率・補助限度額について

項目			補助率	補助限度額
建築物	屋根	和形いぶし日本瓦等	2/3	1,350,000 円
		その他（カラーベスト等）	700 円/㎡	100,000 円
	外壁	塗り壁、板張り、吹付け	2/3	500,000 円
		その他（サイディングボード等）	600 円/㎡	100,000 円
	開口部	窓	400 円/㎡	50,000 円
		面格子	1/2	
出入口		1/2	200,000 円	
囲障	門	木製	2/3	3,000,000 円
		アルミ製	2/3	500,000 円
		その他（ゲート等）	1/2	300,000 円
	塀等	白壁	2/3	2,500,000 円
		白壁風、板塀	2/3	750,000 円
		生け垣	2/3	300,000 円
		その他（簡易な塀）	1/2	150,000 円
外構	車庫	1/2	350,000 円	
	舗装	1/2	200,000 円	
	看板	1/2	350,000 円	
	室外機、設備機器の囲障	1/2	200,000 円	
	擁壁等	1/2	400,000 円	
仮設	直接仮設費	修景工事用足場等	1/2	150,000 円
設計	設計・監理		1/2	建築設計料率による
その他 市長が必要と認めたもの				市長が認めた額

◆町家型建築物の修景補助率・補助限度額について

対象となる建築物等	補助率	補助限度額
町家型の建築物が連なる通り等において、歴史的な建物と調和した配置を基本に、町家型の形態を有する建築物の新築・増築・改築等を行う場合に、外観に係る部分の補助を行うもの 町家型とは…道路に面して 1 階の軒等が連なる建物 【町家型の形態を有する建築物】 ○ 屋根：傾斜屋根等、地区の歴史的建物と調和した形態のもので、傾斜屋根については、傾斜を前面の道路に向け、まちなみの連続性に考慮したもの ○ 外壁等：漆喰壁、土壁、板張り（焼き杉含む）、砂壁状吹付、白壁風のもので、色は漆喰や土、木材、砂の素材色、それらに類する白色、薄い茶色、薄い灰色のもの ○ 開口部：腰窓、虫籠窓、掃き出し窓で、建具の様式は、格子戸や引き戸、引き違いの戸や窓、固定窓のもの ○ 車庫等：町家型建築物で道路に面して屋内に車庫等を配置することにより、通りの連続性に配慮したもの	2/3	5,000,000 円

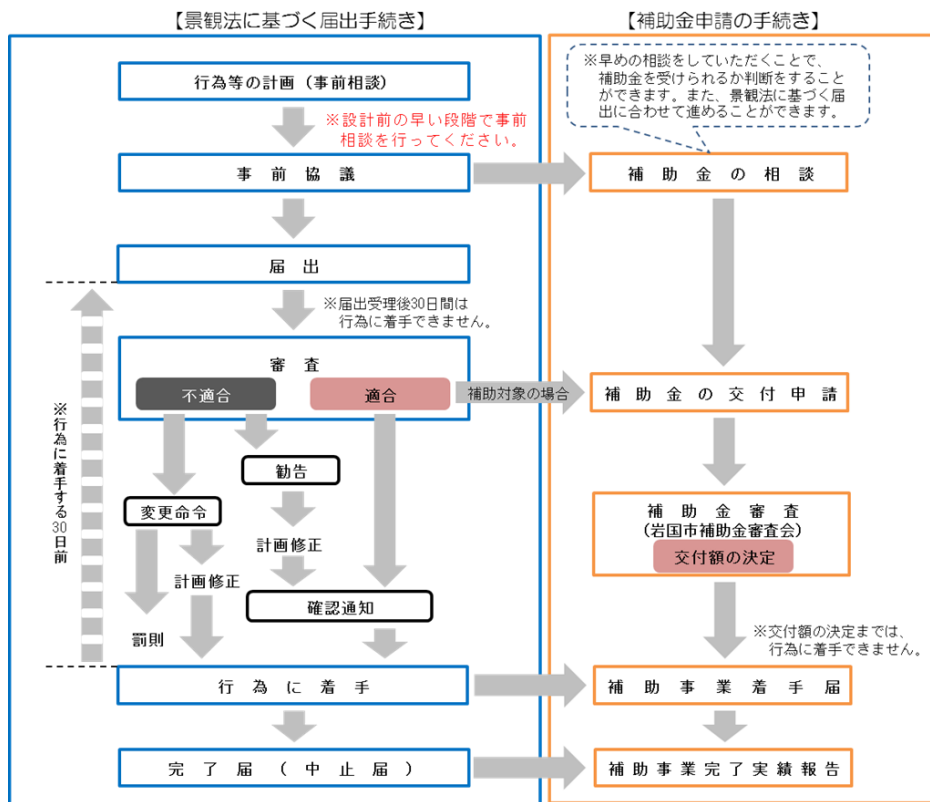
建築設計料率表	建築設計に要する費用（工事監理費を含む。）ただし、標準的な仕様による修景工事に要する費用に建築設計料率を乗じて得た額を限度とする。				
建築工事費区分（単位：百万円）	5	10	50	100	500
建築設計料率（各棟別、単位：％）	5.89	5.40	4.42	4.05	3.31
（注） 建築工事費区分の中間部分については、直線的補完により料率を定める。また、料率の端数は、小数点第 3 位以下を切り捨てる。					

交付金額は、補助金審査会において決定した補助金額に消費税相当額を上乗せして交付します。なお、法人や個人事業者につきましては、消費税確定申告後に仕入控除税額（返還額）の報告が必要となります。

届出対象行為と届出手続き・補助金交付の流れ

建築物や工作物の新築、増築、改築、移転又は撤去、土石の採取、木竹の伐採、屋外での資材等の堆積等については、市への届出が必要です。

	行為の種類	届出対象となる規模
建築物	- 建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更	- 規模にかかわらず全ての行為 ※室外機等の生活関連設備機器については、前面道路から見えるもののうち、幅、奥行き、高さのいずれかが1mを超えるもの及び高さ3mを超える位置に設置するもの。
工作物	- 工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更 - 看板、自動販売機等の設置、取替又は移転	
開発行為	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	- 対象面積が10㎡を超えるもの又は - 高さが1.5mを超える法を生じさせる切土・盛土
その他	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	対象面積が10㎡を超えるもの
	木竹の植栽又は伐採	- 樹高5mを超えるもの又は - 伐採の面積が100㎡を超えるもの

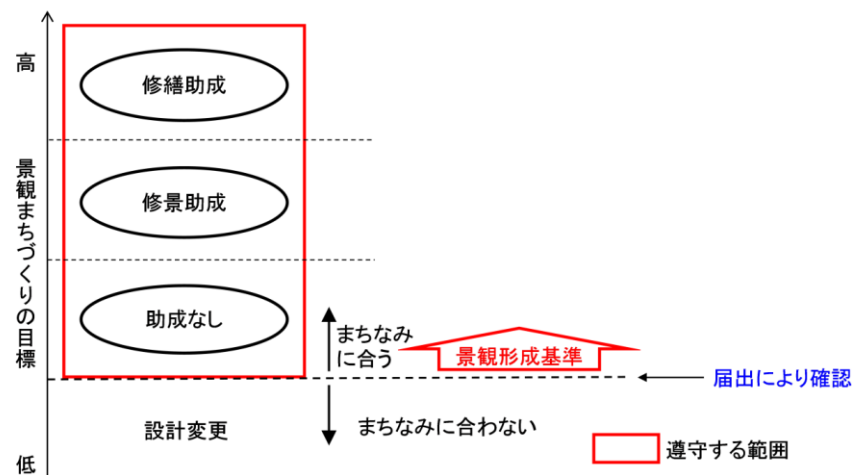


【景観形成基準と補助金の関係について】

景観形成基準は、景観法に基づき「岩国市景観計画」において適合する必要がある内容であり、補助金の基準ではありません。

補助対象は、景観形成基準に適合するとともに、地区の魅力ある景観形成に向け、伝統的な建築様式を有する物件の修繕を行う場合や、より良好な景観形成につながるような配慮・工夫を行う場合に、補助金の対象となります。

■景観形成基準のライン及び補助金の範囲の関係図



岩国城下町地区内の改修事例①

改修前



岩国一丁目本町通り＜令和4年度工事＞

改修後



改修前



岩国二丁目大明小路＜令和2年度工事＞

改修後



岩国城下町地区内の改修事例②

改修前



岩国二丁目登富町＜令和4年度工事＞

改修後



改修前



岩国一丁目魚町＜平成30年度工事＞

改修後



「岩国城下町地区の景観まちづくり」が

2024 年アジア都市景観賞に選定されました！

【アジア都市景観賞の概要】

2010 年に創設された、アジアの人々にとって幸せな生活環境を築いていくことを目的とし、他都市の模範となる優れた成果をあげた都市・地域・事業等を表彰するもの。

2024 年アジア都市景観賞には、アジア 6 カ国・地域から計 24 件の申請があり、最終的に 10 件が受賞した。

【主催】

国連ハビタット福岡本部、アジアハビタット協会（香港）、福岡アジア都市研究所、アジア景観デザイン学会、建築空間研究院（韓国）



【受賞理由（審査講評）】

岩国市の横山地区と岩国地区における歴史的・文化的景観を保存し、まちの活性化を目指した取り組み。名勝錦帯橋や城山、錦川など、自然豊かな環境を持つ当該地区は、昭和 13 年に風致地区に指定され、現在も歴史的な建築物や町並みが残されている。プロジェクトは、景観計画に基づき、歴史的な町並みのデザインを計画的に整備し、景観形成基準に従って、きめ細やかな景観保全を実施することを目的としている。特に、令和 3 年に地区一帯が重要文化的景観に選定されたことで、外観だけでなく、生活や事業活動に対しても支援制度を設け、地域の特色を生かしたまちづくりを進めている。

この取り組みは、空き家の増加や地域の衰退という課題に対処し、観光と住みやすさを向上させる効果的な都市再生プロジェクトとして注目されている。祭りや伝統漁業、各種体験ツアーなど地域の文化活動を活性化させ、自治体や専門家、住民が連携して長期的な取り組みを推進している点が評価されている。また、歴史的資産の保存と地域の持続可能性を両立させ、統一感のある景観を創出する点でも高く評価されている。

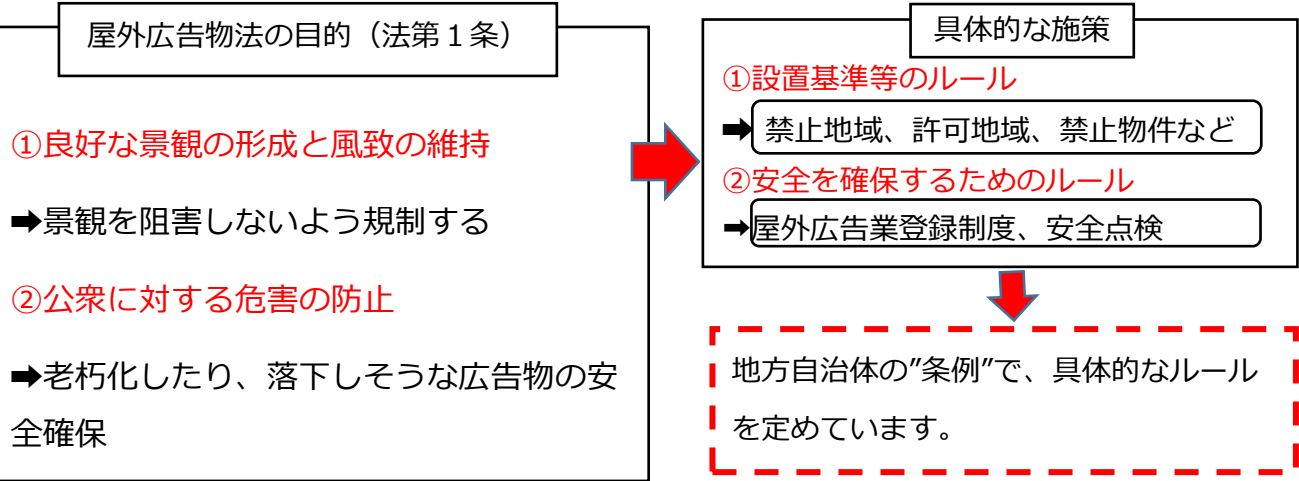
岩国市屋外広告物等に関する条例（案）について

（１）屋外広告物とは

- ①常時又は一定の期間継続して表示されるもの
 - ②屋外で表示されるもの
 - ③公衆に表示されるもの
 - ④看板、立看板、はり紙、はり札並びに広告塔、
広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの
- ※①～④をすべて満たしている広告物（屋外広告物法第2条）



（２）屋外広告物法の目的



（３）山口県内の状況

山口県は「山口県屋外広告物条例」により屋外広告物の基準（広告物の大きさや色彩等）を定めており、山口県内では萩市（景観行政団体）と下関市（中核市）のみ独自の屋外広告物条例を定めています。

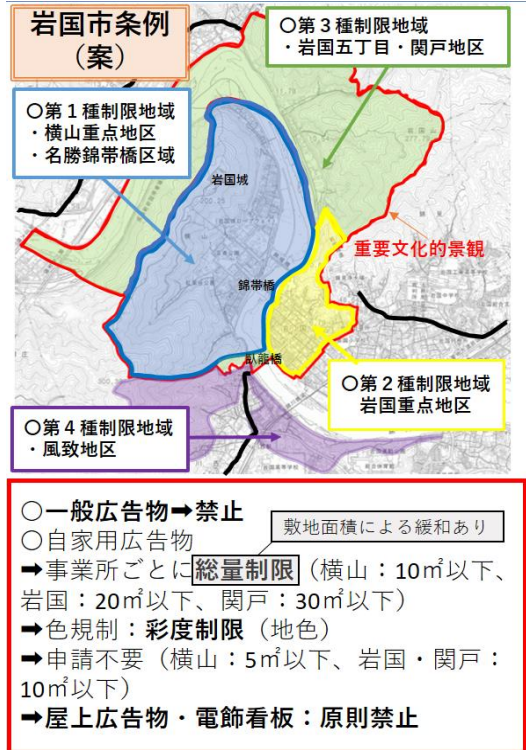
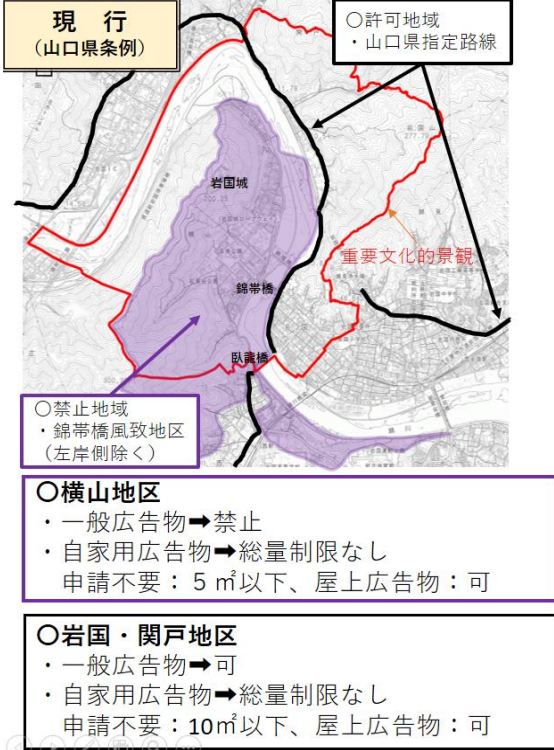
（４）屋外広告物の落下事故について（H27.2 札幌市）



- ・ビルの外壁に結着された看板の一部が落下し、歩行中の女性の頭部に当たり意識不明の重体に。
- ・落下した看板は縦約30cm、横約150cm、奥行約30cmの金属製で、約15mの高さに設置。
- ・札幌地裁は罰金40万円の判決。札幌高裁は被告の控訴を棄却。

事故を受け、国交省は「屋外広告物ガイドライン（案）」を改正。これを受け、山口県で
R2.3月に山口県屋外広告物条例を改正しました。
→安全点検の義務化（R2.10から）
自家用広告物の許可（R3.10から）等

（５）岩国市屋外広告物等に関する条例（案）の概要について



（６）他市の除却・修景事例（廿日市市、広島県景観会議のホームページから抜粋）



（屋外広告物の除却・修景）
・宮島口地区は、廿日市市景観計画の中で景観重点区域に指定。
・基準に適合しない部分について、基準に適合させるために行う事業の一部を補助。

（屋外広告物の除却）
・一部地域を景観地区と定めて、眺望景観保全のため景観地区内の屋上広告物の設置を禁止（尾道市）
・撤去費の一部を補助。

岩国一丁目地区 下水道整備計画

資料作成: 令和6年12月5日

令和6～7年度施工範囲

令和4年度施工範囲

令和5年度施工範囲

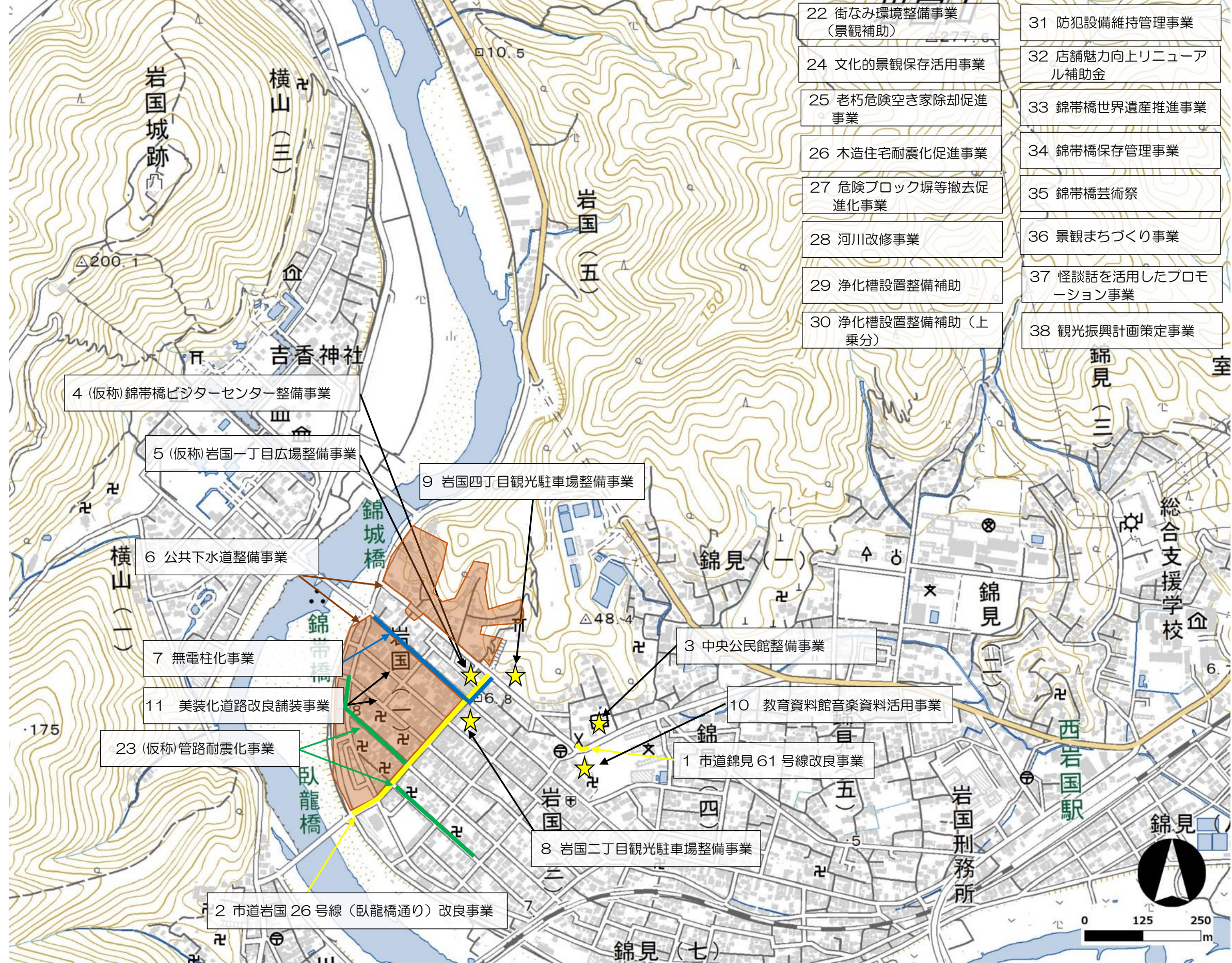
令和6年度施工範囲

真空ステーション

工事計画		
事業年次		スケジュール※
	令和 3～4 年度	整備済み
	令和 4 年度	整備済み
	令和 5 年度	整備済み
	令和 6～7 年度	施工中

※ 事業進捗等により工事年次や施工箇所は計画と異なる場合があります。

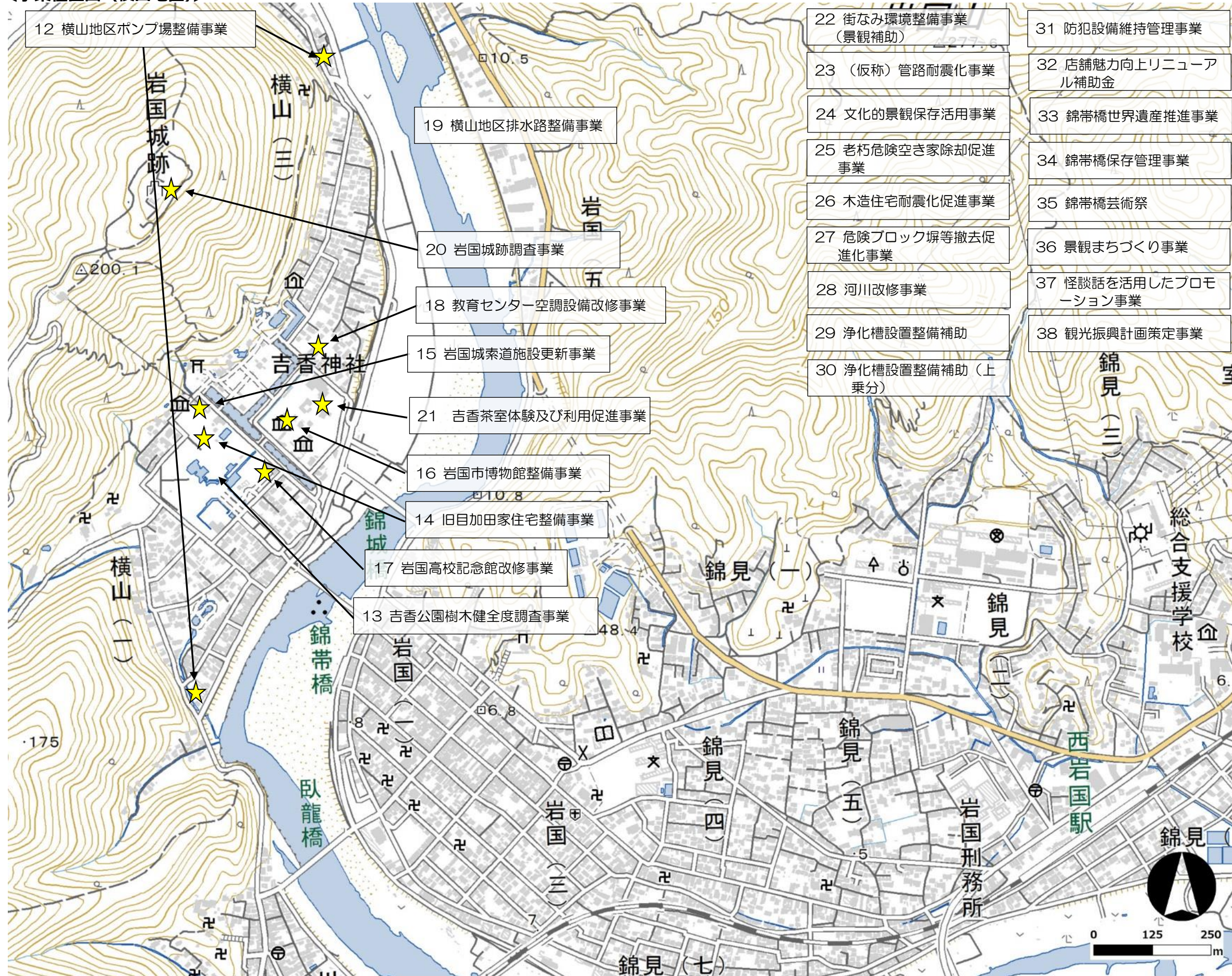
〔事業位置図（岩国地区）〕



（説明）

- ◆実施計画事業について、概ねの位置を表示しています。
- ◆事業名は略称です。
- ◆全市的に実施される事業やソフト事業などは、位置を特定せず、図の右上に一覧表示しています。

〔事業位置図（横山地区）〕



（説明）

- ◆実施計画事業について、概ねの位置を表示しています。
- ◆事業名は略称です。
- ◆全市的に実施される事業やソフト事業などは、位置を特定せず、図の右上に一覧表示しています。